

(委員会)

傍聴人の注意事項

- 1 傍聴章は、必ず、左胸など係員が確認しやすいところにつけてください。
- 2 傍聴人は、25階傍聴者待合室で待機し、委員会開会の5分前になりましたら、所定の委員会室に静かに入ってください。
- 3 傍聴席では次のことを守ってください。守られない場合には退室していただくことがあります。
 - (1) 拍手をしたり、大声を出したりしないこと
 - (2) ハチマキ・腕章・ゼッケンなどをつけないこと
 - (3) 外とう（コート）・帽子・えり巻き（マフラー）などを着用しないこと
 - (4) 飲食（ガムを含む）・喫煙をしないこと
 - (5) みだりに席を離れたり、不体裁な行為をしないこと
 - (6) 携帯電話等を持っている場合は、スイッチを切るなど呼出し音が鳴らないようにすること
 - (7) その他委員会の秩序を乱し、または、妨害となる行為をしないこと
 - (8) 写真、映画等の撮影（携帯電話での撮影を含む）及び録音等をしないこと
- 4 傍聴を終え、お帰りの際には、25階受付カウンターの守衛に必ず傍聴章をお返しくください。
- 5 その他すべて係員の指示に従ってください。

議事堂内における各階への移動は必ず議事堂エレベーターをご利用ください。